

水戸地方農業共済事務組合農業共済条例

水戸地方農業共済事務組合農業共済条例（平成14年条例第3号）の全部を改正する。

水戸地方農業共済事務組合農業共済条例

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 共済事業

第1節 通則（第3条～第24条）

第2節 農作物共済（第25条～第47条）

第3節 家畜共済

第1款 通則（第48条～第67条）

第2款 死亡廃用共済（第68条～第76条）

第3款 疾病傷害共済（第77条～第85条）

第4節 果樹共済（第86条～第111条）

第5節 畑作物共済（第112条～第134条）

第6節 園芸施設共済（第135条～第159条）

第3章 財務（第160条～第172条）

第4章 拠出金の払戻し（第173条）

第5章 削除（第174条～第178条）

第6章 損害評価会（第179条～第184条）

第7章 雑則（第185条～第188条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この組合が農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う共済事業に関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（実施区域）

第2条 この組合が行う共済事業の実施区域は、水戸市、大洗町、茨城町、城里町の区域とする。

第2章 共済事業

第1節 通則

（共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故）

第3条 この組合は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済のうち死亡廃用共済にあつては第2号、家畜共済のうち疾病傷害共済にあつては第3号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第4号、畑作物共済にあつては第5号、園芸施設共済にあつては第6号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、この組合との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。

(1) 共済目的 水稻、陸稻及び麦

共済事故 風水害，干害，冷害，雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害，火災，病虫害及び鳥獣害

(2) 共済目的 次に掲げる家畜

イ 成牛（出生後第5月の月の末日を経過した牛をいう。）

ロ 子牛等（イ以外の牛（以下「子牛」という。）及び牛の胎児をいう。以下同じ。）（その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日以上に達したものに限る。）

ハ 馬（出生の年の末日を経過したものに限る。）

ニ 種豚（出生後第5月の月の末日を経過したものに限る。）

ホ 肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）のうちへに規定する群単位以外のもの（以下「特定肉豚」という。）（出生後第20日の日（その日に離乳していないときは，離乳した日。へにおいて同じ。）に達しているものに限る。）

ヘ 肉豚のうち次に掲げる要件のいずれかを満たさない者の飼養するもの（以下「群単位肉豚」という。）（出生後第20日の日に達し，第8月の月の末日を経過していないものに限る。）

(イ) 畜舎への立入調査により，母豚の頭数，畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

(ロ) 過去3年間に於いてその者の飼養する母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており，かつ，今後とも当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

(ハ) 過去3年間に於いてその者の飼養する母豚から出生した豚が，その者の出荷する肉豚（養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受けにより飼養するに至ったものを除く。）のおおむね全頭を占めており，かつ，今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

(ニ) 過去3年間に於いて出荷した肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる者に肉豚を出荷しており，かつ，今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

共済事故 牛，馬及び種豚に於ては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金，同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。），及び廃用，牛の胎児及び肉豚に於ては死亡

(3) 共済目的 牛，馬及び種豚

共済事故 疾病及び傷害

(4) 共済目的 なし（支那なしの品種並びに屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている第6号の特定園芸施設を用いて栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害，干害，寒害，雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害，火災，病虫害及び鳥獣害（果実の減収を伴うものに限る。）

(5) 共済目的 大豆（次号の特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを

防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

- (6) 共済目的 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額をいう。）が農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という（第7章を除く。）。）第46条の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）を除く。以下「特定園芸施設」という。）

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

2 前項第2号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

- (1) 疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。
- (2) 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき（家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。
- (3) 骨折、は行、両眼失明、伝達性海綿状脳症、牛白血病若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂であって採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- (4) 盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日の翌日から起算して30日以上生死が明らかでないとき。
- (5) 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。
- (6) 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。
- (7) 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。

3 第48条第4項の包括共済関係の成立により消滅した同条第5号の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第5号及び第6号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まった時に始まったものとみ

なす。

4 この組合の包括共済関係に付されていた家畜であつて、当該包括共済関係に係る第 48 条第 1 号の包括共済家畜区分以外の包括共済家畜区分に属することとなつたことにより他の包括共済関係に付されたものについての前項第 5 号及び第 6 号の規定の適用については、当該家畜に係る当該他の包括共済関係の共済責任は、その付されていた包括共済関係に当該家畜が付された時に始つたものとみなす。

5 次に掲げる物は、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

(1) 次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下「附帯施設」という。）

イ 温湿度調節施設

ロ かん水施設

ハ 排水施設

ニ 換気施設

ホ 炭酸ガス発生施設

ヘ 照明施設

ト シャ光施設

チ 自動制御施設

リ 発電施設

ヌ 病虫害等防除施設

ル 肥料調製散布施設

ヲ 養液栽培施設

ワ 運搬施設

カ 栽培棚

コ 支持物

(2) 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

（共済掛金の納付義務）

第 4 条 この組合との間に共済関係の存する者は、この条例で定めるところにより、共済掛金のうちその者の負担に係る部分の金額（以下「加入者負担共済掛金」という。）をこの組合に納付しなければならない。

（事務費の賦課）

第 5 条 この組合は、毎会計年度、この組合が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第 19 条の規定による国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び茨城県農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用をこの組合との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、管理者が議会の議決を経て定める。

(1) 水稻共済割

(2) 陸稲共済割

(3) 麦共済割

- (4) 家畜共済割
- (5) 果樹共済割
- (6) 畑作物共済割
- (7) 園芸施設共済割

3 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の納期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての加入者負担共済掛金の納期限（家畜共済割、果樹共済割又は園芸施設共済割により賦課する賦課金にあつては第70条第1項、第79条第1項、第96条第1項又は第143条第1項の規定により加入者負担共済掛金の分割納付をする場合にはその第1回の納期限と同一の期限とする。

4 賦課金は、納入通知書により徴収するものとする。

（督促及び延滞金）

第6条 次に掲げる場合に行う加入者負担共済掛金又は賦課金についての督促及び延滞金の徴収等に関しては、水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例（昭和38年水戸市条例第15号）の定めるところによる。

(1) 家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金を分割により加入者が納付する場合において、加入者が当該分割による第2回目以降の支払の納付期限が経過してもなお当該期限までに納付すべき加入者負担共済掛金を納付しないとき

(2) 第71条第2項、第73条第3項及び第142条第2項の規定により増額した加入者負担共済掛金を加入者が納付する場合において、加入者が当該支払の納期限が経過してもなお当該期限までに納付すべき加入者負担共済掛金を納付しないとき

(3) 払込期限までに賦課金を納付しないとき

（加入者負担共済掛金等に関する権利の消滅時効）

第7条 加入者負担共済掛金若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、加入者負担共済掛金の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

（共済掛金等の相殺の制限）

第8条 この組合との間に共済関係の存する者は、この組合に納付すべき加入者負担共済掛金及び賦課金について相殺をもってこの組合に対抗することができない。

（共済金の額の下限）

第9条 この組合がこの組合との間に共済関係の存する者に対して支払う共済金の額は、この組合が茨城県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下回らないものとする。

（共済金の支払時期）

第10条 共済金は、特別の事由がある場合を除いて、茨城県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に支払うものとする。

（共済関係の存続）

第11条 この組合との間に共済関係の存する者が、住所を移転したこと（農業共済資格団体にあつては、その構成員が住所を移転したこと）により共済資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 この組合は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

(共済関係に関する権利義務の承継)

第12条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この項において同じ。)は、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、家畜共済にあつては譲受人の住所(譲受人が法人である場合は、その事務所の所在地)が茨城県の区域外にある場合、家畜を茨城県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合、承諾の申請につき、第51条第1号又は第5号に掲げる事由がある場合及び譲受人とこの組合との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の共済関係が存している場合、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。)が茨城県の区域外にある場合には、この組合は、承諾を拒むものとする。

2 この組合は、家畜共済の共済関係に関する権利義務の承継について前項の承諾をする場合には、当該権利義務は、当該譲受人が当該譲受けの日の属する共済掛金期間の満了の時に第2条に規定する区域内に住所を有している場合を除き、当該共済掛金期間の満了の時に消滅する旨の条件を付するものとする。

3 第1項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。)、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、この組合に承諾の申請をしなければならない。

4 この組合は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。

5 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時)からその効力を生ずる。

6 共済目的について相続その他の包括承継があつた場合には、前各項の規定を準用する。

(損害防止の義務等)

第13条 この組合との間に共済関係の存する者は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠ってはならない。

2 この組合は、前項の管理その他損害防止についてこの組合との間に共済関係の存する者を指導することができる。

(損害防止の処置の指示)

第14条 この組合は、この組合との間に共済関係の存する者に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、その者の負担した費用は、この組合の負担とする。

(損害防止施設)

第15条 この組合は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

(調査)

第16条 この組合は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第 17 条 この組合との間に共済関係の存する者は、共済目的に、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定める異動を生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(1) 農作物共済 次に掲げる異動

- イ 共済目的の譲渡し
- ロ 収穫適期前の刈取り又はすき込み
- ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更
- ニ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画の変更

(2) 死亡廃用共済（肉豚以外の家畜に係るものに限る。） 次に掲げる異動

- イ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け
- ロ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け
- ハ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

(3) 死亡廃用共済（特定肉豚に係るものに限る。） 次に掲げる異動

- イ 共済目的たる肉豚の譲受け
- ロ 共済目的たる肉豚が出生後第 20 日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。
- ハ 共済目的たる肉豚を飼養しないこととなったこと。
- ニ 共済目的たる肉豚が種豚になったこと。

(4) 死亡廃用共済（群単位肉豚に係るものに限る。） 次に掲げる異動

- イ 共済目的たる肉豚の譲受け
- ロ 共済目的たる肉豚が出生後第 20 日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

(5) 果樹共済 次に掲げる異動

- イ 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ
- ロ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

(6) 畑作物共済 次に掲げる異動

- イ 共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込み
- ロ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

(7) 園芸施設共済 次に掲げる異動

- イ 共済目的の譲渡し、移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失
- ロ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと。
- ハ 特定園芸施設の被覆期間の変更
- ニ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
- ホ 施設内農作物の発芽又は移植

2 特定肉豚に係る前項第 3 号に掲げる異動（次に掲げるものを除く。）についての同項の規定による通知は、その異動の日の属する基準期間（共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間開始の日から 1 月を経過するごとの日をいう。以下この項において同じ。）までの期

間及び各基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。以下同じ。)の終了後、遅滞なくするものとする。

- (1) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け
 - (2) 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる肉豚の譲受け
 - (3) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる肉豚を飼養しないこととなったこと。
- 3 この組合との間に共済関係の存する者は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 4 この組合との間に共済関係の存する者は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項をこの組合に通知しなければならない。
- (1) 共済事故の種類
 - (2) 共済事故の発生の年月日
 - (3) 共済事故により被害を受けた場所その他共済事故によって生じた損害の状況
 - (4) その他被害の状況が明らかとなる事項
- 5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第3条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ずる書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限りでない。
- 6 第4項の場合において、必要があると認めるときは、この組合は、死体の剖検をし又は廃用に係る家畜のと殺若しくは法令の規定によると殺処分に関する当該公務員の証明書を徴するものとする。また、第53条第1項に掲げるものを共済事故としない旨をこの組合との間に共済関係の存する者が申し出ているときは、この組合は、現地での確認が困難な場合は、火災にあっては出火の事実がわかる書類、気象上の原因による災害にあっては気象観測資料等を徴するものとし、伝染病にあっては家畜保健衛生所から病性鑑定書等の提出があった場合を除き、最寄りの家畜保健衛生所に届出のあった事実を確認するものとする。
- 7 この組合との間に第48条第5号の個別共済関係の存する者は、当該個別共済関係に係る共済目的たる家畜を他人に譲渡したとき、又はその家畜につき同条第14号の共済目的の種類を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 8 園芸施設共済に係る第136条第3項又は第4項の申出をした第135条の2第1項の園芸施設共済資格者は、第4項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書(撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出しなければならない。
- 9 園芸施設共済に係る第136条第3項又は第4項の申出をした第135条の2第1項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
- 10 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額(規則第160条第2項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。)又は園芸施設復旧費用額(共済事故の発生に伴い特定園芸施設又は附帯施設を復旧するのに要する費用から復旧対象施設の共済責任期間の開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額又は同条第3項の乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)

が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済資格者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内に行うことができないときは、当該1年が経過する前にこの組合の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

(損害認定)

第18条 この組合が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、規則第82条の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第19条 この組合は、その支払うべき農作物共済、収穫共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(支払責任のない損害)

第20条 この組合は、この条例に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払う責めに任じないものとする。

(1) 戦争その他の変乱によって生じた損害

(2) 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害（園芸施設共済事業に係る損害に限る。）

(3) この組合との間に共済関係の存する者又はその者の法定代理人（当該共済関係の存する者以外の者で共済金を受けるべき者がいるときは、その者又はその者の法定代理人を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害（この組合との間に共済関係の存する者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、故意によって生じた損害。）

(4) この組合との間に共済関係の存する者と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害（その親族が当該共済関係の存する者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）

(危険の減少)

第21条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、この組合との間に共済関係の存する者は、この組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができる。

(共済関係の無効の場合の効果)

第22条 この組合は、共済関係の無効若しくは失効の場合又はこの組合が共済金の支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った加入者負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、この組合との間に共済関係の存する者が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第23条 この組合は、共済金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことによりこの組合との間に共済関係の存する者が取得する債権（以下この条において「共済関係の存する者の債権」という。）について当然に当該共済関係の存する者に代位する。

(1) この組合が支払った共済金の額

(2) 共済関係の存する者の債権の額（前号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、共済関係の存する者の債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第1号に掲げる額が共済関係により填補すべき損害の額に不足するときは、この組合との間に共済関係の存する者は、共済関係の存する者の債権のうちこの組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(業務の委託)

第24条 この組合は、加入者負担共済掛金及び賦課金の徴収に係る事務（第6条の規定による督促を除く。）、損害防止のため必要な施設に係る事務、第28条第1項の農作物共済の申込書、第50条第1項の家畜共済の申込書、第88条第1項の果樹共済の申込書、第114条第1項の畑作物共済の申込書又は第136条第1項の園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る収穫物の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を第2条の区域内の各農業協同組合に委託することができるものとする。

第2節 農作物共済

(定義)

第25条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 類区分 法第136条第1項に規定する農作物共済の共済目的の種類をいう。
- (2) 全相殺方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第87条第1項第1号に規定する全相殺方式を選択するものをいう。
- (3) 半相殺方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第87条第1項第2号に規定する半相殺方式を選択するものをいう。
- (4) 地域インデックス方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第87条第1項第3号に規定する地域インデックス方式を選択するものをいう。
- (5) 一筆方式による農作物共済 法第136条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則附則第8条第2項及び第17条第2項に規定する一筆方式を選択するものをいう。
- (6) 災害収入共済方式による農作物共済 法第136条第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。
- (7) 農作物共済資格団体 法第20条第1項第1号に規定する農作物につき耕作の業務を営む者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。
- (8) 全相殺方式資格者 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）又は青色申告書（規則第87条第3項の青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者（農作物共済資格団体を含む。）をいう。
- (9) 災害収入共済方式資格者 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間に於いて法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき

協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者（農作物共済資格団体を含む。）又は農作物に係る収穫量及び品質が青色申告書及びその関係書類若しくは実測により適正に確認できる者（農作物共済資格団体を含む。）をいう。

(10) 一筆半損特約 規則第 87 条第 5 項の一筆半損特約をいう。

(11) 統計単位地域 規則第 96 条第 1 項の統計単位地域をいう。

（共済関係の成立）

第 26 条 農作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、次条第 1 項の農作物共済資格者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物（次に掲げる事由に該当する農作物を除く。）の全てを農作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

(1) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

(2) 当該農作物に係る第 35 条の基準収穫量又は同条の基準生産金額の適正な決定が困難であること。

(3) 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

(4) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。

(1) 水稲 3月1日から3月31日まで

(2) 陸稲 3月1日から3月31日まで

(3) 麦 10月1日から10月31日まで

（農作物共済資格者）

第 27 条 この組合との間に農作物共済の共済関係を成立させることができる者は、農作物共済の共済目的たる農作物につき耕作の業務を営む者（水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が 10 アール以上である者に限る。）で第 2 条に規定する区域内に住所を有するもの（農作物共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）（以下「農作物共済資格者」という。）とする。

2 この組合との間に農作物共済の共済関係の存する者（以下「農作物共済加入者」という。）が農作物共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（農作物共済の申込み）

第 28 条 農作物共済資格者が農作物共済の申込み（第 26 条第 1 項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出するものとする。

(1) 農作物共済資格者の氏名及び住所（法人たる農作物共済資格者にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、農作物共済資格団体たる農作物共済資格者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）

(2) 共済目的の種類、引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額（災害収入共済方式を選択する場合にあつては共済金額）

(3) 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

(4) 全相殺方式を選択する場合にあつては、収穫量の確認方法

(5) 災害収入共済方式を選択する場合にあつては、収穫量、品質及び生産金額の確認方法並びに

その申込みに係る農作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

- (6) 一筆半損特約を付するときはその旨
- (7) 自動継続特約を付するときはその旨
- (8) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、農作物共済の申込みを受けたときは、当該農作物共済に係る共済責任期間の開始前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、不承諾の場合は当該共済責任期間の開始前まで、承諾の場合は共済掛金の納期限の前までに、これを農作物共済資格者に通知するものとする。この場合において、当該共済責任期間の開始時において不承諾の通知がされないときは、その開始時前までに承諾されたものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第1号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、農作物共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第29条 この組合は、農作物共済資格者から農作物共済の申込みがあった場合において、共済目的の種類ごとに、その者の申込みに係る農作物が、その者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物でその申込みができるものの全てでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

（共済関係成立時の書面交付）

第30条 この組合は、農作物共済に係る共済関係が成立したときは、共済掛金の納期限の前までに、農作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) この組合の名称
- (2) 農作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 農作物共済加入者の属する危険段階
- (7) 類区分、引受方式、補償割合、単位当たり共済金額(災害収入共済方式を除く。)引受面積、一筆半損特約の有無及び自動継続特約の有無
- (8) 共済目的を特定するために必要な事項
- (9) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (10) 第17条第1項第1号、第3項及び第4項並びに第28条第3項の通知をすべき事項
- (11) 共済関係の成立年月日
- (12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（共済責任期間）

第31条 農作物共済の共済責任期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 水稲については、本田移植期（直播をする場合にあつては、発芽期）から収穫をするに至るまでの期間
- (2) 陸稲及び麦については、発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

（引受方式の選択方法）

第 32 条 水稲及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第 1 欄に掲げる共済目的の種類（表にあっては、同欄に定める区分）につき、同表の第 2 欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類全てのについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第 1 区分、当該共済目的の種類全部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第 2 区分に属する同表の第 3 欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄		第 4 欄
水稲	第 1 区分	1 類	一期作の水稲又は二期作のうち 1 回目の耕作に係る水稲で、飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		2 類	一期作の水稲又は二期作のうち 1 回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		3 類	一期作の水稲又は二期作のうち 1 回目の耕作に係る水稲で、米粉用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		4 類	二期作のうち 2 回目の耕作に係る水稲で、飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		5 類	二期作のうち 2 回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		6 類	二期作のうち 2 回目の耕作に係る水稲で、米粉用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
	第 2 区分	2 類	一期作の水稲又は二期作のうち 1 回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		5 類	二期作のうち 2 回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
		7 類	飼料用及びバイオ燃料用以外の用途である水稲	地域インデックス方式	
麦	小麦	第 1 区分	1 類	秋期に播種する小麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
			2 類	春期に播種する小麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
	第 2 区分	3 類	田で耕作する小麦	地域インデックス方式	
		4 類	畑で耕作する小麦	地域インデックス方式	
	二条大麦	第 1 区分	5 類	秋期に播種する二条大麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式
			6 類	春期に播種する二条大麦	全相殺方式、半相殺方

				式，災害収入共済方式及び一筆方式
	第2区分	7類	田で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
		8類	畑で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
六条大麦	第1区分	9類	秋期に播種する六条大麦	全相殺方式，半相殺方式，災害収入共済方式及び一筆方式
	第2区分	10類	田で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
		11類	畑で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
裸麦	第1区分	12類	秋期に播種する裸麦	全相殺方式，半相殺方式，災害収入共済方式及び一筆方式
	第2区分	13類	田で耕作する裸麦	地域インデックス方式
		14類	畑で耕作する裸麦	地域インデックス方式
その他の麦	第1区分	15類	秋期に播種するその他の麦	全相殺方式，半相殺方式，災害収入共済方式及び一筆方式
		16類	春期に播種するその他の麦	全相殺方式，半相殺方式，災害収入共済方式及び一筆方式

2 陸稲に係る農作物共済の引受方式を選択するときは，全相殺方式（全相殺方式資格者に限る.），半相殺方式，地域インデックス方式又は一筆方式のいずれかを選択する。

（加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法）

第33条 水稲及び陸稲に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は，類区分ごとに，第36条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から，当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率（法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は，類区分ごとに，第36条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から，当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合（法第10条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

3 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は，前2項の規定にかかわらず，前2項の規定により算出される金額から更に当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

4 第5条第4項の規定は，前3項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

（加入者負担共済掛金の納期限）

第34条 農作物共済加入者は，農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に納付しなければならない。

- (1) 水 稲 7月31日
- (2) 陸 稲 7月31日
- (3) 麦1類，3類～5類及び7類～15類 1月31日

（共済金額）

第 35 条 農作物共済の共済金額は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に掲げる式によって算定される金額とする。

全相殺方式, 半相殺方式, 地域インデックス方式及び 一筆方式	共済金額 = 基準収穫量 × 補償割合 × 単位当たり共済金額
災害収入共済方式	共済金額 = 基準生産金額の 40% 以上共済限度額以下の金額の範囲内 で農作物共済資格者が申し出た金額 共済限度額 = 基準生産金額 × 補償割合

2 基準収穫量は、農作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、規則第 90 条の準則に従い、この組合が定めるものとする。

3 補償割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に掲げる割合から農作物共済資格者が選択するものとする。

引受方式	補償割合
全相殺方式, 地域インデックス方式及び災害収入共済方式	90%, 80%, 70%
半相殺方式	80%, 70%, 60%
一筆方式	70%, 60%, 50%

4 単位当たり共済金額は、類区分ごとに、規則第 91 条第 1 項の規定により農林水産大臣が定める 2 以上の金額から、農作物共済資格者が申し出た金額とする。

5 基準生産金額は、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、規則第 94 条の準則に従い、この組合が定める金額とする。

(共済掛金)

第 36 条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$

2 共済掛金率は、第 188 条の規則でこの組合が定めた基準共済掛金率のうち、この組合との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

(自動継続特約の締結)

第 37 条 この組合は、農作物共済の申込みの承諾の際、農作物共済資格者からの申出により、翌年以降の年産の農作物について第 26 条第 2 項の申込期間が終了するまでに当該農作物共済資格者から農作物共済の申込みをしない旨の意思表示がないときは当該農作物共済の申込みがあったとする旨の特約（以下「農作物共済自動継続特約」という。）をすることができる。

2 この組合は、農作物共済自動継続特約を付した農作物共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該農作物共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(農作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 38 条 管理者は、農作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち農作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した農作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを組合に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものことができる。

2 管理者は、類区分ごとに、毎年、第 26 条第 2 項の申込期間が開始する日の 10 日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 農作物共済加入者は、いつでも、第1項の農作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第39条 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式又は一筆方式による農作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に掲げる式によって算定される金額とする。

全相殺方式	共済金（農作物共済加入者ごと） ＝共済減収量×単位当たり共済金額 共済減収量 ＝減収量－支払開始減収量 減収量 ＝農作物共済加入者の基準収穫量－農作物共済加入者の収穫量 支払開始減収量 ＝農作物共済加入者の基準収穫量×（1－補償割合）
半相殺方式	共済金（農作物共済加入者ごと） ＝共済減収量×単位当たり共済金額 共済減収量 ＝減収量－支払開始減収量 減収量 ＝耕地ごとの減収量の合計 耕地ごとの減収量 ＝耕地別基準収穫量－耕地の収穫量 支払開始減収量 ＝農作物共済加入者の基準収穫量×（1－補償割合）
地域インデックス方式	共済金（農作物共済加入者ごと及び統計単位地域ごと） ＝共済減収量×単位当たり共済金額 共済減収量 ＝減収量－支払開始減収量 減収量 ＝（基準統計単収－その年産の統計単収）×耕作面積 支払開始減収量 ＝基準統計単収×耕作面積×（1－補償割合） 基準統計単収 ＝過去一定年間における統計単収の平均
一筆方式	共済金（耕地ごと） ＝共済減収量×単位当たり共済金額 共済減収量 ＝減収量－支払開始減収量 減収量 ＝耕地別基準収穫量－耕地の収穫量 支払開始減収量 ＝耕地別基準収穫量×（1－補償割合）

2 移植不能耕地がある場合における全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式における減収量は、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量とする。

3 収穫量は、全相殺方式、半相殺方式又は一筆方式にあつては規則第82条の準則に従い認定されたものとする。

4 全相殺方式、半相殺方式又は地域インデックス方式において全損耕地（一筆半損特約をした共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）がある場合における共済金は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額。

<p>共済金</p> <p>＝全損耕地の共済減収量×単位当たり共済金額</p> <p>全損耕地の共済減収量</p> <p>＝全損耕地減収量の合計－支払開始減収量</p> <p>全損耕地減収量</p> <p>＝全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、移植不能耕地にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量</p> <p>支払開始減収量</p> <p>＝全損耕地の耕地別基準収穫量の合計×全損耕地支払開始割合</p> <p>全損耕地支払開始割合</p> <p>＝次の表の左欄に掲げる引受方式につき、同表の中欄の補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合</p>

引受方式	補償割合	全損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	90%	30/100
	80%	40/100
	70%	50/100
半相殺方式	80%	30/100
	70%	40/100
	60%	50/100

- (2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限り、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、次の式によって算定される金額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額とする。

<p>共済金</p> <p>＝半損耕地の共済減収量×単位当たり共済金額</p> <p>半損耕地の共済減収量</p> <p>＝半損耕地減収量の合計－支払開始減収量</p> <p>半損耕地減収量</p> <p>＝半損耕地の耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量を基礎として、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量</p> <p>支払開始減収量</p> <p>＝半損耕地の耕地別基準収穫量の合計×半損耕地支払開始割合</p> <p>半損耕地支払開始割合</p> <p>＝次の表の左欄に掲げる引受方式につき、同表の中欄の補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合</p>

引受方式	補償割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	90%	30/100
	80%	$50/100 - 20/100 \times 6/7$
	70%	$50/100 - 20/100 \times 5/7$
半相殺方式	80%	30/100
	70%	$50/100 - 20/100 \times 6/7$

60%

 $50/100 - 20/100 \times 5/7$

(3) 全損耕地及び半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限る。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごと（地域インデックス方式にあつては、農作物共済加入者ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごと）に、前2号の式によって算定される金額の合計額と第1項の規定により算定される金額のいずれか大きい金額とする。

第40条 災害収入共済方式による農作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、共済事故による農作物の減収又は品質の低下（規則第98条に定めるものに限る。）がある場合において、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済金（農作物共済加入者ごと）} \\ = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

2 生産金額は、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、規則第82条の準則に従い認定された農作物の生産金額とする。

3 前項の生産金額は、全損耕地（一筆半損特約をした共済関係にあつては、全損耕地及び半損耕地）がある場合は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 全損耕地がある場合（第3号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、共済限度額から次の金額を差し引いて得た金額と前項の生産金額のいずれか小さい金額とする。

全損耕地の耕地別基準生産金額の総額に全損耕地補償割合を乗じて得た金額を基礎として、移植不能耕地がある場合にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額
全損耕地補償割合
＝次の表の左欄に掲げる補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合

補償割合	全損耕地補償割合
90%	70%
80%	60%
70%	50%

(2) 半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限る、次号の場合を除く。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、共済限度額から次の式によって算定される金額を差し引いて得た金額と第2項の生産金額のいずれか小さい金額とする。

半損耕地の耕地別基準生産金額の総額×半損耕地補償割合－半損耕地生産金額の総額
半損耕地補償割合
＝次の表の左欄に掲げる補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合
半損耕地生産金額
＝半損耕地の耕地別基準生産金額の2分の1の金額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額

補償割合	半損耕地補償割合
90%	70/100
80%	$50/100 + 20/100 \times 6/7$
70%	$50/100 + 20/100 \times 5/7$

(3) 全損耕地及び半損耕地がある場合（一筆半損特約がある場合に限る。）にあつては、農作物共済加入者ごと及び類区分ごとに、共済限度額から前2号の式によって算定される金額の合計額を差し引いて得た金額と第2項に規定する金額のいずれか小さい金額とする。

4 耕地別基準生産金額は、農作物共済加入者ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、規則第99条第

4項の準則に従い、この組合が定める金額とする。

(共済金額の削減)

第41条 この組合は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 農作物共済に係る第168条の不足金填補準備金の金額

(2) 農作物共済に係る第170条の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責等)

第42条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1) 農作物共済加入者が第13条第1項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 農作物共済加入者が第14条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 農作物共済加入者が第17条第1項第1号、第3項又は第4項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 農作物共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したとき。

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第28条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

2 この組合は、法第136条第1項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、農作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この組合は、農作物共済加入者が植物防疫法（昭和25年法律第151号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

第43条 農作物共済資格者は、農作物共済の申込みの当時、農作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この組合は、農作物共済加入者が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該農作物共済の共済関係を解除することができる。

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 農作物共済の申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) この組合のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（この組合のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、農作物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、農作物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をする

ことを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても農作物共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅する。農作物共済の申込みの承諾の時から6か月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第44条 農作物共済加入者が正当な理由がないのに第34条の規定による納付を遅滞したときは、この組合は、当該農作物共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第45条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、農作物共済の共済関係を解除するものとする。

(1) 農作物共済加入者が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 農作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この組合の農作物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第46条 農作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

(1) 第43条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 第44条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公表)

第47条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、農作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、共済減収量（災害収入共済方式にあっては生産金額の減少額及び減収量（規則第98条第2号に掲げる数量から同条第1号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。）、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第3節 家畜共済

第1款 通則

(定義)

第48条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 包括共済家畜区分 次号及び第3号の区分の総称をいう。

(2) 包括共済家畜区分（死産） 規則第101条第1項に規定する区分をいう。

- (3) 包括共済家畜区分（病傷） 規則第 101 条第 2 項に規定する区分をいう。
- (4) 包括共済関係 第 49 条第 1 項の規定により成立する共済関係をいう。
- (5) 個別共済関係 第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定により成立する共済関係をいう。
- (6) 搾乳牛 規則第 101 条第 1 項第 1 号の搾乳牛をいう。
- (7) 繁殖用雌牛 規則第 101 条第 1 項第 2 号の繁殖用雌牛をいう。
- (8) 育成乳牛 規則第 101 条第 1 項第 3 号の育成乳牛をいう。
- (9) 育成・肥育牛 規則第 101 条第 1 項第 4 号の育成・肥育牛をいう。
- (10) 繁殖用雌馬 規則第 101 条第 1 項第 5 号の繁殖用雌馬をいう。
- (11) 育成・肥育馬 規則第 101 条第 1 項第 6 号の育成・肥育馬をいう。
- (12) 乳用牛 規則第 101 条第 2 項第 1 号の乳用牛をいう。
- (13) 肉用牛 規則第 101 条第 2 項第 2 号の肉用牛をいう。
- (14) 共済目的の種類 法第 144 条第 1 項及び第 2 項の共済目的の種類をいう。

（共済関係の成立）

第 49 条 包括共済家畜区分に係る家畜共済の共済関係は、次条第 1 項の家畜共済資格者が、当該区分ごとに、その飼養する当該区分に属する家畜（第 54 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出をしない家畜共済資格者については、死亡廃用共済にあつては子牛等、疾病傷害共済にあつては子牛を除く。）を一体として家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、次条第 1 項の家畜共済資格者がその飼養する種雄牛又は種雄馬（牛にあつては 12 歳以下のもの、馬にあつては明け 17 歳未満のものに限る。）を家畜共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

3 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等及び肉豚を除く。以下この項において同じ。）であつて、次の各号に掲げる事由があるもの（牛にあつては 12 歳以下のもの、馬にあつては明け 17 歳未満のもの、種豚にあつては 6 歳以下のものに限る。）については、第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

- (1) この組合が当該家畜共済資格者からの第 1 項の規定による申込みにつき、第 51 条第 1 号の理由があるためその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなった場合を除く。）。
- (2) 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該家畜共済資格者との間に個別共済関係が存していること

4 個別共済に付された家畜が、牛にあつては 13 歳、馬にあつては明け 17 歳、種豚にあつては 7 歳に該当するに至ったときは、その 2 年以上前から引き続いて当該個別共済関係が存している場合を除いて、その該当することとなった時の属する共済掛金期間の満了の時に当該個別共済関係は消滅する。

（家畜共済資格者）

第 49 条の 2 この組合との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で第 2 条に規定する区域内に住所を有するもの（以下「家畜共済資格者」という。）とする。

2 この組合との間に家畜共済の共済関係の存する者（以下「家畜共済加入者」という。）が家畜共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

(家畜共済の申込み)

第 50 条 家畜共済資格者が家畜共済の申込み（第 49 条の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項（同条第 2 項又は第 3 項の規定による申込みにあつては、第 4 号から第 6 号までの事項を除く。）を記載した申込書をこの組合に提出するものとする。

- (1) 家畜共済資格者の氏名及び住所（法人たる家畜共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 家畜共済の種類
- (3) 第 49 条第 1 項の規定による申込みにあつては包括共済家畜区分、同条第 2 項又は第 3 項の規定による申込みにあつては共済目的の種類
- (4) 包括共済関係にあつては申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るものの頭数
- (5) 包括共済関係にあつては申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうち、疾病にかかり、又は傷害を受けているものの頭数
- (6) 死亡廃用共済の包括共済関係にあつては、包括共済家畜区分ごとに、共済掛金期間中に飼養すると見込まれる家畜の頭数（肉豚を除く。）
- (7) 申込みに係る家畜の飼養場所
- (8) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、家畜共済の申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを家畜共済資格者に通知するものとする。この場合において、第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定による申込みを受けたときは、当該家畜の健康診断を行うものとする。

3 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 1 項第 6 号の頭数の変更並びに第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 7 項の規定による異動を除く。）が生じたときは、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

4 家畜共済加入者は、当該共済掛金期間の終了の日前に、次の共済掛金期間に係る継続加入通知書をこの組合に提出するものとする。

5 前項の場合には、第 1 項（第 5 号を除く。）及び第 3 項の規定を準用する。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 51 条 この組合は、家畜共済資格者から家畜共済の申込みを受けた場合において、その申込みにつき、包括共済関係にあつては第 1 号又は第 2 号、個別共済関係にあつては第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

- (1) その申込みに係る家畜のうち第 3 号から第 5 号までに掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜をこの組合の家畜共済の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。
- (2) 個体識別番号の利用、家畜共済資格者が記録する飼養、管理等の記録（帳簿等）の利用等の方法により家畜の飼養頭数を効率的に確認することについての家畜共済資格者の協力を得られないこと。
- (3) その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具若しくは悪癖の著しいもの又は第 49 条第 2 項若しくは第 3 項の年齢に適合しないものであること。
- (4) その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。
- (5) その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、

若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められること。

(共済関係の消滅)

第 52 条 包括共済関係の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなった家畜につき既に個別共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた個別共済関係は、消滅するものとする。

2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の包括共済関係の成立の際、その成立により死亡廃用共済に付されることとなった肉豚につき既に群単位肉豚に係る死亡廃用共済の包括共済関係が成立しているときは、当該特定肉豚に係る死亡廃用共済の包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた群単位肉豚に係る死亡廃用共済の包括共済関係は、消滅するものとする。

3 この組合との間に特定肉豚に係る包括共済関係の存する者が第 3 条第 1 項第 2 号へに規定する者となったときは、その時に、その成立していた当該特定肉豚に係る包括共済関係は、消滅するものとする。

4 前 3 項に規定する場合において、この組合は、消滅する家畜共済の共済関係に係る共済掛金及び家畜共済加入者が支払った賦課金のうち、まだ経過しない共済掛金期間に対応する部分の金額を日割で計算した金額を家畜共済加入者に返還するものとする。

(共済事故の一部除外)

第 53 条 この組合との間に包括共済家畜区分(死廃)(群単位肉豚を除く。この条において同じ。)に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する 2 週間前までに、この組合に対し、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分(死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛, 育成乳牛, 繁殖用雌馬, 育成肥育馬	火災, 伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
繁殖用雌牛, 育成・肥育牛, 種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 イ 火災, 伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病に限る。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 ロ 第 3 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる場合における廃用
特定肉豚	火災, 伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項の家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項の届出伝染病(農林水産大臣が指定するものに限る。))又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による死亡以外の死亡

2 前項の申出は、その者に係る家畜の飼養に関する条件が、次の表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

包括共済家畜区分(死廃)	基準
搾乳牛, 育成乳牛	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 イ 当該共済掛金期間の開始の時に現に飼養する搾乳牛又は育成乳牛の頭数が 6 頭以上であること。

	ロ 搾乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、 育成・肥育牛、 繁殖用雌馬、 育成肥育馬、 種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
特定肉豚	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 イ 当該共済掛金期間の開始の時に現に飼養する肉豚の頭数が200頭以上であること。 ロ 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

3 第1項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

(子牛等を共済目的とすることの申出)

第54条 この組合との間に育成乳牛又は育成・肥育牛に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、子牛等を共済目的とする旨の申出をすることができる。

2 この組合との間に乳用牛又は肉用牛に係る疾病傷害共済の包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、この組合に対し、子牛を共済目的とする旨の申出をすることができる。

3 前2項の申出があったときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、死亡廃用共済にあつては子牛等、疾病傷害共済にあつては子牛を共済目的とするものとする。

(共済責任の開始)

第55条 家畜共済に係る共済責任(次項に規定するものを除く。)は、この組合が家畜共済加入者から加入者負担共済掛金の納付(共済掛金の分割納付がされる場合にあつては、その第1回の納付)を受けた日の翌日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜(群単位肉豚を除く。)であつて、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養に至った時から始まる。

2 共済責任開始の日を統一するため必要がある場合において、この組合が家畜共済加入者との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、前項本文の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

(共済関係成立時等の書面交付)

第56条 この組合は、家畜共済の共済関係が成立したとき及び共済掛金期間が開始したとき(最初の共済掛金期間が開始したときを除く。)は、遅滞なく、家畜共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した加入証を交付するものとする。

- (1) この組合の名称
- (2) 家畜共済加入者の氏名又は名称
- (3) 死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別
- (4) 第49条第1項の規定による申込みにあつては包括共済家畜区分及び子牛等の選択の有無、同条第2項又は第3項の規定による申込みにあつては共済目的の種類
- (5) 死亡廃用共済にあつては、包括共済家畜区分ごとに、共済掛金期間中に飼養されることが見

込まれる家畜の頭数（肉豚を除く。）

- (6) 共済事故
- (7) 共済掛金期間の始期及び終期
- (8) 共済金額並びに死亡廃用共済にあつては付保割合及び共済金の支払限度額
- (9) 家畜共済加入者の属する危険段階
- (10) 共済目的を特定するために必要な事項
- (11) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (12) 第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 2 項から第 7 項まで、第 50 条第 3 項及び第 58 条の通知等をすべき事項
- (13) 共済関係の成立年月日
- (14) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 家畜共済加入者は、当該家畜につき診療を受けようとするときは、第 1 項の加入証を提示しなければならない。

（共済掛金期間）

第 57 条 家畜共済に係る共済掛金期間は、1 年（群単位肉豚に係るものにあつては、出生後第 20 日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第 8 月の月の末日までの期間。次項において同じ。）とする。

2 この組合は、共済掛金期間の始期又は終期を統一するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、家畜共済に係る共済掛金期間を 1 年未満とすることができる。

3 家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第 55 条第 1 項本文又は第 2 項前段の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

（損害防止の指導）

第 58 条 次の場合には、家畜共済加入者は、あらかじめ、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜に対して去勢その他重大な手術をするとき。
- (2) 共済目的である家畜を放牧するとき。
- (3) 共済目的である家畜を家畜市場に出場させ、又は共進会等に出品するとき。

2 次の場合には、家畜共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、損害防止のため必要な指導を受けるものとする。

- (1) 共済目的である家畜が疾病にかかり、又は著しい傷害を受けたとき。
- (2) 共済目的である家畜が行方不明になったとき。

（共済金の支払の免責）

第 59 条 次の場合には、この組合は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

- (1) 家畜共済加入者が第 13 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。
- (2) 家畜共済加入者が第 14 条の規定による指示に従わなかったとき。
- (3) 家畜共済加入者が第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 3 項若しくは第 4 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 家畜共済加入者が正当な理由がないのに加入者負担共済掛金の納付を遅滞したとき。

- (5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (6) 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
- (7) 家畜共済加入者又は家畜共済加入者同一の世帯に属する親族が故意又は重大な過失によって損害を生じさせたとき。ただし、家畜共済加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。
- (8) 家畜共済に係る共済責任の始まった日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。
- (9) 家畜共済加入者が、あらかじめこの組合の承諾を得ずに廃用に係る家畜をと殺し、又は譲り渡したとき。
- (10) 家畜共済加入者が競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬の競争に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。

（待期間からの除外等）

第60条 前条第8号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、この組合は、共済金の支払の責任を免れないものとする。

- (1) 当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以降に生じたものである場合
- (2) 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであつて、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から付されていたものである場合
- (3) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該家畜共済加入者の他の包括共済関係に付されていたものであつて、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなったことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合
- (4) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであつて、種雄牛又は種雄馬となつた後2週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合
- (5) 当該共済事故に係る家畜が、その母牛に対する授精若しくは受精卵移植の日から起算して240日以上に達したこと又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあつては、家畜共済加入者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から、当該家畜共済加入者の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該家畜共済加入者の共済関係に付される2週間以上前から他の家畜共済加入者等（他の家畜共済加入者（他の市町村の家畜共済加入者を含む。）及び農業共済組合の組合員をいう。以下この項において同じ。）の共済関係に付されていた場合であつて、当該他の家畜共済加入者等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該家畜共済加入者の共済関係に付されたものであるときを含む。）。
- (6) 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であつて、当該家畜共済加入者の飼養する母豚から出

生し、当該特定肉豚に係る包括共済関係の成立後に出生後第 20 日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したものである場合

(7) 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であって、法第 141 条第 1 項の規定により消滅した特定肉豚以外の肉豚に係る包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から付されていたものである場合

(8) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して 2 週間以上前から特定肉豚に係る包括共済関係に付されていた肉豚であって、当該包括共済関係の消滅後 2 週間以内に特定肉豚以外の肉豚に係る包括共済関係に付されたものである場合

(9) 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される 2 週間以上前から他の家畜共済加入者等に係る共済関係に付されていたものであって、当該他の家畜共済加入者等の飼養する家畜でなくなった後 1 週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合

2 前条第 9 号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、この組合は、共済金の支払の責任を免れないものとする。

(1) 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があったこと。

(2) 当該廃用に係る家畜が牛白血病又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。

(共済関係の無効)

第 61 条 第 49 条第 3 項の規定による申込みの承諾の際、包括共済家畜区分に属する家畜で同項各号に掲げる事由がないものに係る個別共済関係は、無効とする。

2 第 49 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反する個別共済関係は、無効とする。

(告知義務違反による解除)

第 62 条 家畜共済資格者は、家畜共済の申込みの際、家畜共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この組合は、家畜共済資格者が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該家畜共済の共済関係を解除することができる。

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 家畜共済の申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、家畜共済資格者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、家畜共済資格者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても家畜共済資格者が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月間行使しないときは、消滅する。死亡廃用共済の申込みの承諾の時から 6 か月を経過

したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第 63 条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

- (1) 家畜共済加入者が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 家畜共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この組合の家畜共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 64 条 家畜共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第 62 条第 2 項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第 65 条 個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第 12 条第 1 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により当該個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第 55 条第 2 項に規定する場合であって、第 69 条第 1 項又は第 78 条第 1 項の規定に違反したときは、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3 第 69 条第 4 項又は第 78 条第 4 項の猶予期間を経過したときは、当該家畜共済の共済関係は、当該猶予期間の初日からその効力を失う。

4 第 69 条第 5 項又は第 78 条第 5 項に違反したときは、第 12 条第 1 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定により承継した権利義務は、その承継の時からその効力を失う。

5 個別共済関係の共済目的である家畜 (乳牛の雌を除く。) が共済目的の種類を変更したときは、当該個別共済関係は、その変更の時からその効力を失う。

(他人の家畜を家畜共済に付した場合)

第 66 条 他人の家畜を飼養する者が、損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害を填補するため当該家畜を家畜共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該家畜の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 家畜共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該家畜の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、この組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

(家畜共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 67 条 管理者は、家畜共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金等を記載した家畜共

済掛金率等一覧表を作成し、これを組合に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

- 2 管理者は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。
- 3 家畜共済加入者は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

第2款 死亡廃用共済

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第75条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける家畜共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される金額から更に当該家畜共済加入者に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。
- 3 第5条第4項の規定は、前2項の納付について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第69条 死亡廃用共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの組合に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、この組合は、あらかじめ死亡廃用共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。
- 3 家畜共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの組合に納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。

5 この組合が第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であった場合は、当該譲受けの日）の翌日から起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される加入者負担共済掛金の差額をこの組合に納付しなければならない。

(加入者負担共済掛金の分納)

第70条 この組合は、死亡廃用共済の包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、前条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金（同条第5項又は次条第2項の規定により納付すべき差額部分を除く。）を当該各号に掲げる回数に分割して納付することを認めることができる。

- (1) 共済掛金期間が1年（第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12か月のものを含む。以下この節において同じ。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの加入者負担共済掛金の金額が2万円以上である場合 3回
- (2) この組合が第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であつ

- て、当該共済掛金期間が6か月以上12か月未満のものについて、当該包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が2万円以上である場合 2回
- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
 - 3 第1項第1号の規定により加入者負担共済掛金を3回に分割して納付することを認められた場合には、加入者負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内。次号において同じ。）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を3回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に納付しなければならない。
 - 4 第1項第2号の規定により加入者負担共済掛金を分割して納付することを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に納付しなければならない。
 - 5 前項に規定する第2回目以降の納期限後2週間をもって猶予期間とする。
- 第70条の2 この組合は、特定肉豚に係る包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、共済掛金期間ごとに、当該包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が2万円以上である場合には、第69条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき、当該加入者負担共済掛金（同条第5項の規定により納付すべき増額部分を除く。）を当該共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して納付することを認めることができる。
- 2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
 - 3 家畜共済加入者は、第1項の規定により特定肉豚に係る包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、当該包括共済関係の共済掛金期間の月数に相当する回数に分割して納付することを認められた場合には、加入者負担共済掛金を当該共済掛金期間の月数に相当する回数で除した金額に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあっては、同項の特定の日から2週間以内）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日の翌日から起算して1か月を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に納付しなければならない。
 - 4 前項に規定する第2回目以降の納期限から起算して2週間は、納付の猶予期間とする。
(死亡廃用共済の共済金額)
- 第71条 死亡廃用共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、共済価額の20%から80%（肉豚にあっては、40%から80%）までの範囲内において、家畜共済資格者が申し出た金額とする。
- 2 次条第1項ただし書の規定により共済価額を算定することとなる場合は、共済掛金期間の期末において、前項の共済金額に、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加え、再度算定した金額を共済金額とする。この場合において、これらの共済金額の差額から生じる加入者負担共済掛金の増額があるときは、家畜共済加入者は、この組合が当該共済金額の算定後において通知する期限までに、当該増額分をこの組合に納付しなければならないものとし、当該減額があるときは、この組合は、遅滞なく、当該減額分を家畜共済加入者に返還するものとする。

(死亡廃用共済の共済価額)

第 72 条 肉豚以外の死亡廃用共済の包括共済関係についての共済価額は、共済掛金期間ごとに、規則第 107 条第 1 項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(死廃)に属する家畜の価額の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(死廃)に属する家畜の価額の合計金額が当該算定された金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

2 前項の家畜の価額は、次の表の左欄に掲げる家畜の区分に応じ、同表の右欄に定める金額とする。

搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬、種豚	共済掛金期間の開始の時(その時後に飼養することとなる家畜にあっては、その飼養することとなる時)における家畜の価額
育成乳牛、育成・肥育牛、育成・肥育馬(牛の胎児を除く。)	共済掛金期間の終了の時における家畜の価額(その時前に飼養しないこととなる家畜にあっては、規則第 107 条第 2 項第 2 号の規定により農林水産大臣が定める金額)
牛の胎児	規則第 107 条第 2 項第 2 号の規定により一定期間における牛の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される牛の出生の日における価額に相当する金額

3 肉豚に係る死亡廃用共済の包括共済関係についての共済価額は、次の表の左欄に掲げる肉豚の区分に応じ、同表の右欄に定める金額とする。

特定肉豚	基準期間ごとに、当該基準期間の開始の時において家畜共済加入者が現に飼養している肉豚の価額の合計金額
群単位肉豚	飼養区分ごとに、共済掛金期間の開始の時における当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額

4 死亡廃用共済の個別共済関係についての共済価額は、当該個別共済関係に係る家畜の共済掛金期間の開始の時における価額とする。

(肉豚以外の死亡廃用共済の共済価額及び共済金額の変更)

第 73 条 肉豚以外の死亡廃用共済の共済価額について、第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる異動が生じたことにより死亡廃用共済の包括共済関係に係る家畜の価額の合計金額に変更が生じたときは、この組合は、同条第 1 項本文の規定による通知を受けた後、遅滞なく、当該包括共済関係の共済価額を変更するものとする。

2 前項の規定により共済価額が変更された場合には、第 1 号に掲げる金額を共済金額とする。ただし、共済価額が増加した場合であって、家畜共済加入者が前項の異動の日から 2 週間以内に同号に掲げる金額から第 2 号に掲げる金額までの範囲内の金額を申し出たときは、当該金額を共済金額とする。

(1) 変更後の共済価額に、変更前の第 76 条第 1 項の付保割合を乗じて得た金額

(2) 変更前の共済金額と、変更後の共済価額の 100 分の 20 に相当する金額のいずれか高い金額

3 家畜共済加入者は、前項の規定により共済金額が増額される場合は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金(分割納付がされる場合にあつては、その第 1 回の納付に係るもの)を、第 1 項の異動の日から 1 か月以内に支払わなければならない。

4 この組合は、第 2 項の規定により共済金額が減額される場合は、減額する共済金額に対する共済掛金のうち、まだ経過していない共済掛金期間に対するものを家畜共済加入者に返還するものとする。

5 第 1 項の規定による共済価額の変更及び第 2 項の規定による共済金額の変更は、当該変更に係

る第1項の異動の日からその効力を生ずる。

(特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更)

第74条 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額は第17条第1項第3号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、死亡廃用共済加入者は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、家畜共済加入者は当該請求をした日から2週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金(分割納付がされる場合にあつては、その第1回の納付に係るもの)を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、この組合が家畜共済加入者から当該共済掛金の納付(分割納付がされる場合にあつては、その第1回の納付)を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

3 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が共済事故又は第17条第1項第3号ハに掲げる共済目的の異動により著しく減少したときは、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から2週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求することができる。この場合において、この組合は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金を返還するものとし、当該共済金額の減額は、この組合が家畜共済加入者の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。

(共済掛金)

第75条 死亡廃用共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数 (共済掛金期間 (月数) / 12 (群単位肉豚にあつては1))}$$

(注) 共済掛金期間 (月数) の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第188条の規則でこの組合が定めた基準共済掛金率のうち、この組合との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

(死亡廃用共済の共済金の支払額)

第76条 死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、死亡廃用共済の包括共済関係に係るものにあつては包括共済家畜区分(死廃)ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、死亡廃用共済の個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金

= 損害の額 × 付保割合

損害の額

= 共済事故に係る家畜の価額 - (肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額 + 補償金等)

付保割合

= 共済金額 / 共済価額

(注) 補償金等には、家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金(以下この条において「手当金」という。)を含まない。

2 手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用時の評価額が共済事故に係る家畜の価額の2分の1を超える場合において、前項の式により算出した共済金が次

の式により算出した金額を超えるときは、前項本文の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を前項本文の死亡廃用共済に係る共済金とする。

共済金

＝共済事故に係る家畜の価額－（肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額＋補償金等＋手当金）

- 3 死亡廃用共済の包括共済関係についての第1項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあっては、その付された時）における当該家畜の価額
 - (2) 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 共済事故が発生した時における当該家畜の価額（牛の胎児にあっては、規則第107条第2項第2号に定める金額）
 - (3) 肉豚 規則第107条第4項の農林水産大臣が定めるところにより算定される金額
- 4 死亡廃用共済の個別共済関係についての第1項の家畜の価額は、共済掛金期間の開始の時における当該家畜の価額とする。
- 5 第1項及び第2項の肉皮等残存物及び家畜の廃用時の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用すべき方法により利用するとした場合における価額（これらの価額が当該家畜の価額の2分の1を超えるときは、当該価額の2分の1）とする。
- 6 第1項及び第2項の補償金等及び手当金は、家畜共済加入者の悪意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなった場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

第3款 疾病傷害共済

（加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法）

第77条 疾病傷害共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第83条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1（豚に係るものにあつては、5分の2）に相当する金額（その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

- 2 第5条第4項の規定は、前項の納付について準用する。

（加入者負担共済掛金の納期限）

第78条 疾病傷害共済の申込みをした者は、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内）に、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの組合に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、この組合は、あらかじめ疾病傷害共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。
- 3 家畜共済加入者は、共済掛金期間の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金をこの組合に納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間をもって猶予期間とする。
- 5 この組合が第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合において、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、譲受人は、当該承諾の日（その日が共済目的の譲受けの前であつた場合は、当該譲受けの日）の翌日か

ら起算して2週間以内に当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対し月割によって計算される加入者負担共済掛金の差額をこの組合に納付しなければならない。

(加入者負担共済掛金の分納)

第79条 この組合は、疾病傷害共済の包括共済関係に係る加入者負担共済掛金について、次の各号に掲げる場合には、前条第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該家畜共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金（同条第5項により納付すべき差額部分を除く。）を当該各号に掲げる回数に分割して納付することを認めることができる。

(1) 共済掛金期間が1年（第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする場合で、当該共済掛金期間の月数が12か月のものを含む。）である包括共済関係について、共済掛金期間ごとの加入者負担共済掛金の金額が2万円以上である場合 3回

(2) この組合が第57条第2項の規定により共済掛金期間を1年未満とする包括共済関係であつて、当該共済掛金期間が6か月以上12か月未満のものについて、当該包括共済関係に係る加入者負担共済掛金の金額が2万円以上である場合 2回

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目以降の納付につき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 第1項第1号の規定により3回に分割して払い込むことを認められた場合には、加入者負担共済掛金の3分の1に相当する金額を、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内（第55条第2項に規定する場合にあつては、同項の特定の日から2週間以内。次号において同じ。）及び第1回目の加入者負担共済掛金の納付期限の日の翌日から起算して当該共済掛金期間の月数を3回で除して得た月数を経過するごとの日までに、それぞれこの組合に納付しなければならない。

4 第1項第2号の規定により加入者負担共済掛金を分割して納付することを認められた場合には、第50条第2項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して当該共済掛金期間の2分の1に相当する月数を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に納付しなければならない。

5 前2項に規定する第2回目以降の納期限後2週間をもって猶予期間とする。

(疾病傷害共済の共済金額)

第80条 疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、支払限度額を超えない範囲内において、共済掛金期間の開始の時までに家畜共済資格者が申し出た金額とする。

(疾病傷害共済の支払限度額)

第81条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時ににおいて家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（病傷）に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時にける価額（これらの金額が規則第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額）に、同条の支払限度率を乗じて得た金額とする。

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第82条 家畜共済加入者は、次に掲げる異動が生じた場合において、当該異動の日から2週間以内に、支払限度額又は共済金額につき、それぞれ増額又は減額の申出をすることができる。

(1) 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。

(2) 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

2 この組合は、前項第1号に掲げる異動に係る同項の申出があったときは、支払限度額にあっては第1号、共済金額にあっては第2号に掲げる金額を増額するものとする。

(1) 当該異動に係る家畜の当該異動の時における価額の合計額（その金額が規則第112条第2項第1号の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、当該金額）に規則第109条の支払限度率を乗じて得た金額

(2) 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で家畜共済加入者が申し出た金額

3 家畜共済加入者は、前項の規定により増額する共済金額に対する共済掛金（分割納付がされる場合にあっては、その第1回の納付に係るもの）を第1項の申出の日から2週間以内に支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該共済掛金が期限までに納付されたときに当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

4 この組合は、第1項第2号に掲げる異動に係る同項の申出があったときは、支払限度額及び共済金額につき、変更後の共済金額がその時まで支払われた共済金（その時まで第17条第4項の規定により通知がされた損害に係る共済金であって、その時後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあっては第2項第1号、共済金額にあっては同項第2号に掲げる金額を減額するものとする。

5 前項の場合において、この組合は、前項の減額に係る共済掛金を家畜共済加入者に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日から効力を生じるものとする。

（共済掛金）

第83条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 × 短期係数（共済掛金期間（月数）/12）

（注）共済掛金期間（月数）の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第188条の規則でこの組合が定めた基準共済掛金率のうち、この組合との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

（疾病傷害共済の共済金の支払額）

第84条 疾病傷害共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、疾病傷害共済の包括共済関係に係るものにあつては包括共済家畜区分（病傷）ごと、家畜共済加入者ごと及び共済掛金期間ごとに、疾病傷害共済の個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金

= 家畜共済加入者が負担すべき費用の内容に応じて規則第117条第1項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数 × 同項の農林水産大臣が定める1点の価額 × 90/100

2 前項の共済金の額は、当該診療その他の行為によって家畜共済加入者が負担した費用の100分の90に相当する金額を限度とする。

（共済金の支払とみなされる場合）

第85条 疾病傷害共済に付した家畜につき共済事故が発生した場合において、この組合又は茨城県農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

第4節 果樹共済

(定義)

第86条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 類区分 法第148条第1項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。
- (2) 半相殺方式による収穫共済 法第148条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、規則第119条第1項第3号に規定する半相殺方式を選択するものをいう。
- (3) 地域インデックス方式による収穫共済 法第148条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、規則第119条第1項第4号に規定する地域インデックス方式を選択するものをいう。
- (4) 短縮方式による収穫共済 規則第137条第2項に規定する申出に係る共済関係をいう。
- (5) 特定危険方式による収穫共済 第88条の規定により共済事故の一部を共済事故としない旨の申し出をした共済関係をいう。
- (6) 果樹共済資格団体 法第20条第1項第3号に規定する栽培の業務を行う者のみが構成員となっている農業共済資格団体をいう。
- (7) 支払開始割合 第97条第3項の割合をいう。
- (8) 統計単位地域 規則第96条第1項の統計単位地域をいう。

(共済関係の成立)

第87条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、次条第1項の果樹共済資格者が申込期間内に現に栽培している収穫共済の共済目的たる果樹（次の各号に掲げる事由に該当する果樹を除く。）の全てを収穫共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。

- (1) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 第97条第2項の標準収穫量の適正な決定が困難であること。
- (3) 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (4) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

2 前項の規定による申込みは、収穫共済にあつては次に掲げる期間に行うものとする。

- (1) 4月10日から4月30日まで

3 特定危険方式による収穫共済又は短縮方式による収穫共済の申込期間は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間とする。

- (1) 1月20日から2月10日まで

(果樹共済資格者)

第87条の2 この組合との間に収穫共済の共済関係を成立させることができる者は、収穫共済の共済目的たる果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済の類区分ごとの栽培面積のいずれも5アール未満である者を除く。）で第2条に規定する区域内に住所を有するもの（果樹共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）（以下「果樹共済資格者」という。）とする。

2 この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者（以下「果樹共済加入者」という。）が果樹共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(果樹共済の申込み)

第 88 条 果樹共済資格者が果樹共済の申込み(第 87 条第 1 項の規定による申込みをいう。以下同じ。)をしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出するものとする。

- (1) 果樹共済資格者の氏名及び住所(法人たる果樹共済資格者にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる果樹共済資格者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所)
- (2) 果樹共済の種類、共済目的の種類、引受方式、支払開始割合、付保割合(収穫共済にあつては共済金額の標準収穫金額に対する割合をいう。以下この節において同じ。)、補償割合、及び防災施設の有無
- (3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数
- (4) 既に第 3 条第 1 項第 4 号の共済事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあつてはその旨
- (5) 自動継続特約を付する場合はその旨
- (6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、果樹共済の申込みを受けたときは、当該収穫共済に係る第 92 条各項に掲げる共済責任期間の開始の 10 日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該果樹共済資格者に通知するものとする。

3 第 1 項の申込書に記載した事項に変更(第 17 条第 1 項第 5 号に規定する共済目的の異動を除く。)が生じたときは、果樹共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 89 条 この組合は、果樹共済資格者から果樹共済の申込みがあつた場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している収穫共済の共済目的たる果樹で果樹共済の申込みができるものの全てでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済事故の一部除外)

第 90 条 果樹共済資格者は、果樹共済の申込みと同時に、この組合に対し、半相殺方式による収穫共済について収穫共済の共済事故のうち次のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

- (1) 降ひょうによる果実の減収以外の共済事故
- (2) 暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

2 前項の申出は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するときに限り、することができる。

- (1) 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が 20 アール以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前 5 年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。
- (2) 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

(共済関係成立時の書面交付)

第 91 条 この組合は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、果樹共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) この組合の名称
- (2) 果樹共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 果樹共済加入者の属する危険段階
- (7) 類区分、引受方式、支払開始割合、付保割合、補償割合、引受面積、防災施設の有無及び自動継続特約の有無
- (8) 共済目的を特定するために必要な事項
- (9) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (10) 第 17 条第 1 項第 5 号、第 3 項及び第 4 項並びに第 88 条第 3 項の通知をすべき事項
- (11) 共済関係の成立年月日
- (12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 92 条 収穫共済の共済責任期間は、次の表に掲げる期間とする。

共済目的の種類	共済責任期間
なし	花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

2 短縮方式による収穫共済又は特定危険方式による収穫共済の責任期間は、次の表に掲げる期間とする。

共済目的の種類	共済責任期間
なし	発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(引受方式の選択方法)

第 93 条 なしに係る果樹共済の引受方式を選択するときは、次の表の第 1 欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第 2 欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第 1 区分、地域インデックス方式を選択するときは第 2 区分に属する同表の第 3 欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄		第 4 欄
なし	第 1 区分	1 類	早生の品種のなし	半相殺方式
		2 類	中生の品種のなし	半相殺方式
		3 類	晩生の品種のなし	半相殺方式
	第 2 区分	4 類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
		5 類	西洋なしの品種のなし	地域インデックス方式

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第 94 条 収穫共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第 99 条の規定により算定した果樹共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該果樹共済加入者に係る共済金額に、当該果樹共済加入者に係る収穫基準共済掛金率(法第 149 条第 1 項の収穫共済に係る基準共済掛金率(特

定危険方式に係る共済関係については、当該基準共済掛金率を基礎として規則附則第 13 条第 2 項に基づき算定される率)をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の 2 分の 1 に相当する金額 (加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該 2 分の 1 に相当する金額並びに当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 第 5 条第 4 項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第 95 条 第 87 条第 1 項の規定によりこの組合との間に収穫共済の共済関係が成立した者は、収穫共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に納付しなければならない。ただし、当該加入者負担共済掛金の金額が 3 万円以上の場合には、果樹共済加入者の申請に基づき、次条に掲げる期日までにその収穫共済に係る共済加入者負担共済掛金を納付することを認めることができる。

(1) なし 6 月 15 日

2 第 87 条第 1 項の規定によりこの組合との間に短縮方式による収穫共済又は特定危険方式による収穫共済の共済関係が成立した者は、当該収穫共済に係る加入者負担共済掛金を次に掲げる期日までにこの組合に納付しなければならない。

(1) なし 2 月末日

(加入者負担共済掛金の分納)

第 96 条 この組合は、果樹共済 (短縮方式による収穫共済及び特定危険方式による収穫共済を除く。)に係る加入者負担共済掛金のうちなしに係るものについて、当該加入者負担共済掛金の金額が 3 万円以上である場合には、前条第 1 項本文又は第 3 項の規定にかかわらず、果樹共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を 2 回に分割して納付することを認めることができる。

2 果樹共済加入者は、前項の規定により 2 回に分割して納付することを認められた場合には、前条第 1 項第 1 号に掲げる期日又は第 92 条第 3 項各号に掲げる共済責任期間の開始の日の前日までに加入者負担共済掛金の 3 分の 1 に相当する金額を、第 87 条第 1 項の規定により収穫共済の共済関係の成立した日の属する年の次に掲げる期日までにその残額に相当する金額をそれぞれこの組合に納付しなければならない。

(1) なし 10 月 31 日

(収穫共済の共済金額)

第 97 条 収穫共済の共済金額は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

半相殺方式, 地域 インデックス方 式	共済金額 (果樹共済加入者ごと) = 標準収穫金額の 40% に相当する金額以上であって標準収穫金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で果樹共済資格者が申し出た金額 標準収穫金額 = 標準収穫量 × 果実の単位当たり価額 (細区分を定めた類区分にあっては、細区分ごとの (標準収穫量 × 果実の単位当たり価額) の合計金額)
---------------------------	---

2 標準収穫量は、果樹共済資格者ごと及び類区分又は細区分ごとに、規則第 122 条の準則に従い、この組合が定める数量とする。

3 補償限度割合は、果樹共済資格者が選択した引受方式及び支払開始割合に応じ次の表に掲げるものとする。

引受方式	支払開始割合	補償限度割合
半相殺方式	30%	70%
	40%	60%
	50%	50%
半相殺方式（特定危険方式）	20%	80%
地域インデックス方式	10%	90%
	20%	80%
	30%	70%

- 4 果実の単位当たり価額は、類区分又は細区分ごとに、法第 148 条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めるものとする。
- 5 基準生産金額は、果樹共済資格者ごと及び共済目的の種類ごとの果実の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする。

第 98 条 削除

（共済掛金）

第 99 条 果樹共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- 2 共済掛金率は、第 188 条の規則でこの組合が定めた基準共済掛金率のうち、この組合との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

（自動継続特約の締結）

第 100 条 この組合は、果樹共済の申込みの承諾の際、当該果樹共済資格者からの申出により、翌年産以降の果樹について第 87 条第 2 項の申込期間が終了するまでに当該果樹共済資格者から解除の意思表示がないときにおいて当該果樹共済の申込みがあったものとする旨の特約（以下「果樹共済自動継続特約」という。）をすることができる。

- 2 この組合は、果樹共済自動継続特約を付した果樹共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該果樹共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

（果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧）

第 101 条 管理者は、果樹共済の共済掛金率、共済掛金率のうち果樹共済加入者が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを組合に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

- 2 管理者は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第 87 条第 2 項の申込期間が開始する日の 10 日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

- 3 果樹共済加入者は、いつでも、第 1 項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

（収穫共済の共済金の支払額）

第 102 条 半相殺方式又地域インデックス方式による収穫共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

半相殺方式	共済金（果樹共済加入者ごと） ＝共済金額×共済金支払率 共済金支払率 ＝次の表の左欄に掲げる支払開始割合に応じ同表の右欄に掲げる割合（以下この項において同じ。）
地域インデックス方式	共済金（統計単位地域ごと）

	$= \text{統計単位地域別共済金額} \times \text{共済金支払率}$ 統計単位地域別共済金額 $= \text{共済金額} \times \text{統計単位地域ごとの標準収穫量} / \text{標準収穫量}$
--	--

支払開始割合	共済金支払率
10%	$10/9 \times \text{損害割合} - 1/9$
20%	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
30%	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
40%	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
50%	$2 \times \text{損害割合} - 1$
(注) 細区分を定めた類区分に係る損害割合 $\frac{\text{細区分ごとの(減収量} \times \text{果実の単位当たり価額)の合計金額}}{\text{基準収穫金額(細区分ごとの(基準収穫量} \times \text{果実の単位当たり価額)の合計金額)}$	

2 減収量は、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じ、同表の右欄に掲げる式によって算定する。

引受方式	減収量
半相殺方式	減収量（果樹共済加入者ごと） $= \text{果樹共済加入者の樹園地ごとの減収量の合計}$ 樹園地ごとの減収量 $= \text{樹園地別基準収穫量} - \text{樹園地の収穫量}$ 樹園地の収穫量 $= \text{規則第 82 条の準則に従い認定された樹園地の収穫量}$
地域インデックス方式	減収量（果樹共済加入者ごと及び統計単位地域ごと） $= \text{果樹共済加入者の統計単位地域ごとの基準収穫量} - \text{果樹共済加入者の統計単位地域ごとの収穫量}$ 収穫量 $= \text{統計単収に樹園地の樹齢による単収差を加味した数量} \times \text{樹園地の面積}$ (注) 共済事故の発生していない者については、減収量はないものとする。

3 果樹共済加入者の基準収穫量、樹園地別基準収穫量、果樹共済加入者の統計単位地域ごとの基準収穫量は、規則第 132 条の準則に従い、標準収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案してこの組合が算定するものとする。

第 103 条 削除

第 104 条 削除

(共済金額の削減)

第 105 条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 果樹共済に係る第 168 条の不足金填補準備金の金額

(2) 果樹共済に係る第 170 条の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第 106 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1) 果樹共済加入者が第 13 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 果樹共済加入者が第 14 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 果樹共済加入者が第 17 条第 1 項第 5 号、第 3 項又は第 4 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 果樹共済の申込みをした果樹共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第 88 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

2 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第 96 条第 2 項の規定に違反して第 2 回目の加入者負担共済掛金の納付を遅延したときは、この組合は、当該果樹共済加入者に対して共済金の全部につき支払いの責任を免れるものとする。

3 この組合は、法第 148 条第 1 項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、果樹共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

4 この組合は、果樹共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該果樹共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。
(告知義務違反による解除)

第 107 条 果樹共済資格者は、果樹共済の申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この組合は、果樹共済加入者が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済を解除することができる。

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 果樹共済の申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、果樹共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、果樹共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても果樹共済加入者が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月間行使しないときは、消滅する。果樹共済の申込みの承諾の時から 6 か月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第 108 条 果樹共済加入者が正当な理由がないのに第 95 条各項の規定による納付を遅滞したとき又は第 96 条第 2 項の規定に違反して第 1 回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、この組合は、当該収穫共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第 109 条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 果樹共済加入者が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 果樹共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この組合の果樹共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
(解除の効力)

第110条 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

- (1) 第107条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第108条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害
(共済金支払額、減収量等の公表)

第111条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、果樹共済加入者ごとに、共済金の支払額、減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第5節 畑作物共済

(定義)

第112条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 類区分 法第153条第1項に規定する共済目的の種類をいう。
- (2) 全相殺方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第140条第1項第1号の全相殺方式を選択するものをいう。
- (3) 半相殺方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第140条第1項第2号の半相殺方式を選択するものをいう。
- (4) 地域インデックス方式による畑作物共済 法第153条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、規則第140条第1項第3号の地域インデックス方式を選択するものをいう。
- (5) 畑作物共済資格団体 法第20条第1項第5号に規定する農作物につき栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (6) 全相殺方式資格者 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間において法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者（畑作物共済資格団体を含む。）又は農作物に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者
- (7) 補償割合 第122条第3項の割合をいう。
- (8) 統計単位地域 規則第96条第1項の統計単位地域をいう。

(共済関係の成立)

第 113 条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、次条第 1 項の畑作物共済資格者が栽培を行う畑作物共済の共済目的たる農作物（次に掲げる事由に該当する農作物を除く。）の全てを畑作物共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

- (1) 類区分ごとの栽培面積が 5 アールに達しない農作物であること。
- (2) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- (3) 当該農作物に係る第 122 条第 2 項の基準収穫量又は同条第 5 項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- (4) 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- (5) 当該農作物に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われぬおそれがあること。
- (6) 当該農作物の作付けが次に掲げる作付基準に適合しないこと。
 - イ 連作による弊害が認められないこと。
 - ロ 当該区域内における畑作物の望ましい作付体系及び作付割合であること。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる期間に行うものとする。

- (1) 大豆 6 月 1 日から 6 月 30 日まで
(畑作物共済資格者)

第 113 条の 2 この組合との間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、畑作物共済の共済目的たる農作物につき栽培の業務を営む者（当該農作物の類区分ごとの栽培面積のいずれも 5 アール未満である者を除く。）で第 2 条に規定する区域内に住所を有するもの（畑作物共済資格団体にあつては、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの）（以下「畑作物共済資格者」という。）とする。

2 この組合との間に畑作物共済の共済関係の存する者（以下「畑作物共済加入者」という。）が畑作物共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（畑作物共済の申込み）

第 114 条 畑作物共済資格者が畑作物共済の申込み（第 113 条第 1 項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した申込書をこの組合に提出するものとする。

(1) 農作物に係る畑作物共済 次に掲げるもの

- イ 畑作物共済資格者の氏名及び住所（法人たる畑作物共済資格者にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、畑作物共済資格団体たる畑作物共済資格者にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所。次号において同じ。）
- ロ 共済目的の種類、引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額（災害収入共済方式を選択する場合にあつては共済金額）
- ハ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期
- ニ 第 113 条第 1 項第 6 号の作付基準に適合していることを明らかにする事項
- ホ 全相殺方式を選択する場合にあつては、収穫量の確認方法
- ヘ 自動継続特約を付するときはその旨
- ト その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、畑作物共済の申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る共済責任期間の開始時の10日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第6号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第115条 この組合は、畑作物共済資格者から畑作物共済の申込みがあった場合において、共済目的の種類ごと又は一括加入区分ごとに、当該申込みに係る農作物が、その者が栽培を行う畑作物共済の共済目的たる農作物（第113条第1項各号に該当するものを除く。）の全てでない場合は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

（共済関係成立時の書面交付）

第116条 この組合は、畑作物共済の共済関係が成立したときは、遅滞なく、畑作物共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) この組合の名称
- (2) 畑作物共済加入者の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 畑作物共済加入者の属する危険段階
- (7) 類区分、引受方式、補償割合、単位当たり共済金額、引受面積及び自動継続特約の有無
- (8) 共済目的を特定するために必要な事項
- (9) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (10) 第17条第1項第6号、第3項及び第4項並びに第114条第3項の通知をすべき事項
- (11) 共済関係の成立年月日
- (12) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（共済責任期間）

第117条 畑作物共済の共済責任期間は、次の表に掲げる期間とする。

共済目的の種類	共済責任期間
大豆	発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間

（引受方式の選択）

第118条 大豆に係る畑作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、地域インデックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄		第4欄
大豆	第1区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	

		3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		4類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		5類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
	第2区分	6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
		7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
		8類	未成熟子実で収穫される大豆	地域インデックス方式

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第119条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第123条の規定により算定した畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に、当該畑作物共済加入者に係る畑作物基準共済掛金率(法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける畑作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される金額から更に当該畑作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第4項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第120条 第113条第1項の規定によりこの組合との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までにこの組合に納付しなければならない。

(1) 大豆 7月31日

第121条 削除

(共済金額)

第122条 畑作物共済の共済金額は、類区分ごとに、次の式によって算定する金額とする。

全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式	共済金額(畑作物共済加入者ごと) = 基準収穫量 × 補償割合 × 単位当たり共済金額
-------------------------	--

2 基準収穫量は、畑作物共済資格者ごと及び類区分ごとに、規則第143条の準則に従い、この組合が定めるものとする。

3 補償割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる引受方式に応じて、同表の右欄に掲げる割合から畑作物共済資格者が選択するものとする。

引受方式	補償割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	90%, 80%, 70%
半相殺方式	80%, 70%, 60%

4 単位当たり共済金額は、類区分ごとに、規則第144条第1項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額から、畑作物共済資格者が申し出た金額とする。

5 基準生産金額は、畑作物共済資格者ごと及び共済目的の種類ごとに、規則第146条の準則に従い、この組合が定める金額とする。

(共済掛金)

第 123 条 畑作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

2 共済掛金率は、第 188 条の規則でこの組合が定めた基準共済掛金率のうち、この組合との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

(自動継続特約の締結)

第 124 条 この組合は、畑作物共済の申込みの承諾の際、当該畑作物共済資格者からの申出により、翌年以降について第 113 条第 2 項の申込期間が終了するまでに当該畑作物共済資格者から申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該畑作物共済の申込みがあったものとする旨の特約（以下「畑作物共済自動継続特約」という。）をすることができる。

2 この組合は、畑作物共済自動継続特約を付した畑作物共済について、申込期間が終了するまでに、前年産の共済関係の内容を示すとともに、当該畑作物共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 125 条 管理者は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち畑作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを組合に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

2 管理者は、共済目的の種類ごとに、毎年、第 113 条第 2 項の申込期間が開始する日の 10 日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 畑作物共済加入者は、いつでも、第 1 項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第 126 条 全相殺方式、半相殺方式又は地域インデックス方式による畑作物共済に係る共済金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

全相殺方式	共済金（畑作物共済加入者ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{畑作物共済加入者の基準収穫量} - \text{畑作物共済加入者の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{畑作物共済加入者の基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$
半相殺方式	共済金（畑作物共済加入者ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量 $= \text{減収量} - \text{支払開始減収量}$ 減収量 $= \text{耕地ごとの減収量の合計}$ 耕地ごとの減収量 $= \text{耕地別基準収穫量} - \text{耕地の収穫量}$ 支払開始減収量 $= \text{畑作物共済加入者の基準収穫量} \times (1 - \text{補償割合})$
地域インデックス方式	共済金（畑作物共済加入者ごと及び統計単位地域ごと） $= \text{共済減収量} \times \text{単位当たり共済金額}$ 共済減収量

	=減収量－支払開始減収量 減収量 =（基準統計単収－その年産の統計単収）×耕作面積 支払開始減収量 =基準統計単収×耕作面積×（1－補償割合） 基準統計単収 =過去一定年間における統計単収の平均 （注）共済事故の発生していない者については，減収量はないものとする。
--	---

2 収穫量は，全相殺方式又は半相殺方式にあつては規則第 82 条の準則に従い認定されたものとする。

3 減収量は，全相殺方式又は半相殺方式において，次に掲げる事由の存する耕地がある場合には，第 1 項の式により算定された数量に，実損害を勘案して農林水産大臣が定める一定の調整を加えてこの組合が算定するものとする。

(1) 発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかったこと又は移植できなかったこと。

共済金 =全損耕地の共済減収量×単位当たり共済金額 全損耕地の共済減収量 =全損耕地減収量の合計－支払開始減収量 全損耕地減収量 =全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし，発芽不能耕地にあつては実損害を勘案して，規則第 148 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量 支払開始減収量 =全損耕地の耕地別基準収穫量の合計×全損耕地支払開始割合 全損耕地支払開始割合 =次の表の左欄に掲げる補償割合に応じ同表の右欄に掲げる割合
--

補償割合	全損耕地支払開始割合
80%	30%
70%	40%
60%	50%

第 127 条 削除

（共済金額の削減）

第 128 条 この組合は，畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には，次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り，共済金額を削減することができる。

(1) 畑作物共済に係る第 168 条の不足金填補準備金の金額

(2) 畑作物共済に係る第 170 条の特別積立金の金額

（共済金の支払の免責等）

第 129 条 次の場合には，この組合は，共済金の全部又は一部につき，支払の責任を免れるものとする。

(1) 畑作物共済加入者が第 13 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 畑作物共済加入者が第 14 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 畑作物共済加入者が第 17 条第 1 項第 6 号，第 3 項又は第 4 項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 畑作物共済の申込みをした畑作物共済資格者が，当該申込みの際，当該申込みに係る農作物に関する第 114 条第 1 項第 1 号ロからホまで及び同項第 2 号ロからへまでに掲げる事実又は事

項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

- 2 この組合は、法第 153 条第 1 項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、畑作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果、通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 3 この組合は、畑作物共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

（告知義務違反による解除）

第 130 条 畑作物共済資格者は、畑作物共済の申込みの当時、畑作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この組合は、畑作物共済加入者が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 畑作物共済の申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、畑作物共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、畑作物共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても畑作物共済加入者が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第 2 項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月間行使しないときは、消滅する。畑作物共済の申込みの承諾の時から 6 か月を経過したときも、同様とする。

（共済掛金不払の場合の共済関係の解除）

第 131 条 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第 120 条の規定による納付を遅滞したときは、この組合は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

（重大事由による解除）

第 132 条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(1) 畑作物共済加入者が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 畑作物共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、この組合の畑作物共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由
(解除の効力)

第133条 畑作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

(1) 第130条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 第131条 解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公表)

第134条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

第6節 園芸施設共済

(共済関係の成立)

第135条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、次条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）の全てを園芸施設共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。

(1) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

(2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又は行われぬおそれがあること。

(園芸施設共済資格者)

第135条の2 この組合との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件の全てを備えている者（その者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあつては、その設置面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が2アール未満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。）とする。

(1) 特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。

(2) 第2条に規定する区域内に住所を有すること。

2 この組合との間に園芸施設共済の共済関係の存する者（以下「園芸施設共済加入者」という。）が園芸施設共済資格者でなくなったときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(園芸施設共済の申込み)

第136条 園芸施設共済資格者が園芸施設共済の申込み（第135条第1項の規定による申込みをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなけれ

ばならない。この場合において、園芸施設共済資格者は、附帯施設又は施設内農作物について共済目的とする旨の申出をすることができる。

- (1) 園芸施設共済資格者の氏名及び住所（法人たる園芸施設共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）
- (2) 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間
- (3) 附帯施設の種類及び経過年数
- (4) 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間
- (5) 自動継続特約を付する場合はその旨
- (6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 前項後段の規定による申出をする場合において、園芸施設共済資格者は、当該申込みに係る共済関係のうち、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができるもの（その特定園芸施設に係る附帯施設又は施設内農作物が、共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されるもの又は通常の管理が行われず若しくは行われぬおそれがあるものである共済関係を除く。）の全てについて、当該申出をしなければならない。

3 園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みと同時に、この組合に対し、第144条第3項の撤去費用基準額を加えて得た金額により共済価額を設定する旨の申出をすることができる。

4 園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みと同時に、この組合に対し、第144条第4項の復旧費用基準額を加えて得た金額により共済価額を設定する旨の申出をすることができる。

5 この組合は、園芸施設共済の申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを園芸施設共済資格者に通知するものとする。

6 第1項の申込書に記載した事項に変更（第17条第1項第7号に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第137条 この組合は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第135条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

（共済事故の一部除外）

第138条 園芸施設共済資格者は、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済の全てについて園芸施設共済の申込みと同時に、この組合に対し、園芸施設共済の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するとき限り、することができる。

- (1) 前項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前3年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
- (2) 前項の申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

(共済関係成立時の書面交付)

第 139 条 この組合は、園芸施設共済の共済関係が成立したときは、遅滞なく、園芸施設共済加入者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- (1) この組合の名称
- (2) 園芸施設共済加入者の氏名又は名称
- (3) 特定園芸施設、所在地及び設置面積
- (4) 共済事故
- (5) 共済責任期間の始期及び終期
- (6) 被覆期間
- (7) 小損害不填補の基準とする金額
- (8) 共済金額
- (9) 園芸施設共済加入者の属する危険段階
- (10) 付保割合、附帯施設の有無（附帯施設がある場合は、その種類）、特定園芸施設撤去費用の有無、園芸施設復旧費用の有無、施設内農作物の有無（施設内農作物がある場合はその種類）及び自動継続特約の有無
- (11) 共済目的を特定するために必要な事項
- (12) 加入者負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (13) 第 17 条第 1 項第 7 号、第 3 項、第 4 項及び第 9 項並びに第 136 条第 6 項の通知をすべき事項
- (14) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る復旧計画書、領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法
- (15) 共済関係の成立年月日
- (16) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、管理者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 140 条 園芸施設共済の共済責任期間は、この組合が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金（共済掛金の分割納付がされる場合にあつては、その第 1 回の納付）の納付を受けた日の翌日から 1 年間とする。

2 次の場合には、前項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、その開始している共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）の翌日から 1 年間とする。

- (1) この組合が、その共済責任期間が現に開始し、かつ、終了していない園芸施設共済に係る園芸共済加入者から、終了日の 1 か月前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の納付を受けた場合
- (2) 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設としての共済責任期間と、気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設以外の特定園芸施設としての共済責任期間が連続する特定園芸施設に係る園芸施設共済において、その先に開始するいずれかの特定園芸施設に係る共済責任期間の終了日の 10 日前から終了日の前日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の納付を受けた場合

3 この組合は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、第 2 項の規定に

かかわらず、当該共済関係に係る園芸施設共済加入者との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を1か月以上1年未満（第1号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあつては、1年未満）とすることができる。

(1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

(2) 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第141条 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第146条の規定により算定した園芸施設共済加入者が納付すべき共済掛金から、その2分の1に相当する金額（その金額が法第15条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）（加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第4項の規定は、前項の納付について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第142条 園芸施設共済の申込みをした者は、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金をこの組合に納付しなければならない。

2 園芸施設共済加入者は、特定園芸施設の被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された場合は、第17条第1項第7号の通知の日から起算して2週間以内に、当該被覆期間の変更に伴い増額された加入者負担共済掛金をこの組合に納付しなければならない。

3 この組合は、特定園芸施設の被覆期間の変更に伴い共済掛金が減額された場合は、当該被覆期間の変更に伴い減額された加入者負担共済掛金を、遅滞なく、園芸施設共済加入者に返還するものとする。

4 第1項に規定する納期限を過ぎて加入者負担共済掛金の納付を受けたときは、この組合は、改めて園芸施設共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

(加入者負担共済掛金の分納)

第143条 この組合は、園芸施設共済（共済責任期間が1年間であるものに限る。）に係る加入者負担共済掛金について、当該加入者負担共済掛金の金額の合計額が3万円以上である場合には、前条第1項の規定にかかわらず、園芸施設共済資格者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を2回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第2回目の納付につき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。

3 園芸施設共済加入者は、第1項の規定により2回に分割して納付することを認められた場合には、第136条第5項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に加入者負担共済掛金の2分の1に相当する金額を、第1回目の加入者負担共済掛金の納期限の日から起算して6か月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの組合に納付しなければならない。

(共済金額)

第144条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設（第3条第7項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）ごとに、共済価額の100分の40を下回らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において、第148条第1項の園芸

施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから園芸施設共済資格者が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、規則第 156 条第 1 項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時点における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この組合が定める金額とする。

3 第 136 条第 3 項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第 156 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める金額(以下「撤去費用基準額」という。)を加えた金額とする。

4 第 136 条第 4 項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の規定により算定された金額に、規則第 156 条第 2 項第 2 号に掲げる金額(以下「復旧費用基準額」という。)を加えた金額とする。

(小損害不填補の基準とする金額)

第 145 条 園芸施設共済の小損害不填補の基準とする金額(規則第 159 条に定める金額をいう。以下同じ。)は、3 万円(当該特定園芸施設等に係る共済価額の 10 分の 1 に相当する金額が 3 万円に満たないときは、当該相当する金額)とする。

(共済掛金)

第 146 条 園芸施設共済の共済掛金は、共済関係ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} (\text{共済責任期間 (月数)} / 12)$$

(注) 共済責任期間 (月数) の 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。

2 共済掛金率は、第 188 条の規則でこの組合が定めた基準共済掛金のうち、この組合との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

(自動継続特約の締結)

第 147 条 この組合は、園芸施設共済の申込みの承諾の際、園芸施設共済資格者からの申出により、翌年以降において共済責任期間が終了するまでに園芸施設共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該園芸施設共済の申込みがあったとする旨の特約(以下「園芸施設共済自動継続特約」という。)をすることができる。

2 この組合は、園芸施設共済自動継続特約を付した園芸施設共済について、共済責任期間が終了するまでに、前年の共済関係の内容を示すとともに、当該園芸施設共済資格者からその内容の変更の申出がある場合は、これを変更するものとする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 148 条 管理者は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを組合に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 管理者は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第 1 項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第 149 条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって園芸施設共済加入者が被る損害の額が第 145 条の金額を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額にそれぞれ共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から、共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。
 - (1) 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
 - (2) 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
 - (3) 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの
- 3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合であつて、第17条第9項の規定による通知に際して、同条第10項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
 - (1) 特定園芸施設撤去費用が100万円を超える場合
 - (2) 特定園芸施設撤去費用に係る当該特定園芸施設（被覆物を除く。）の損害の割合が50%（規則第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、35%）を超える場合
- 4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第160条第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第17条第9項の規定による通知に際して、同条第10項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があつたときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。
- 6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。
- 7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることをこの組合が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。
- 8 同一の共済目的について保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済関係（次項において「保険契約等」という。）が存する場合であっても、園芸施設共済に係る共済金は、前7項の規定により算出した金額とする。
- 9 前項の規定により支払うこととなる園芸施設共済に係る共済金と他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害の額（他の保険契約等において算出された損害の額が園芸施設共済において算出された損害の額と異なるときは、それぞれの基準により算

出した損害の額のうち最も高い損害の額。以下この項において同じ。) を超える場合は、園芸施設共済に係る共済金は、前項の規定にかかわらず、損害の額から他の保険契約等により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた金額とする。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した共済金に相当する金額を限度とする。

(共済金額の削減)

第 150 条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

(1) 園芸施設共済に係る第 168 条の不足金填補準備金の金額

(2) 園芸施設共済に係る第 170 条の特別積立金の金額

2 前項の規定による共済金額の削減は、当該会計年度中に支払の事由が生じた共済金額の全てについて、行うものとする。

第 151 条 この組合は、決算において共済金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第 152 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1) 園芸施設共済加入者が第 13 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 園芸施設共済加入者が第 14 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 園芸施設共済加入者が第 17 条第 1 項第 7 号、第 3 項、第 4 項又は第 9 項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(4) 園芸施設共済の申込みをした園芸施設共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第 136 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。

(5) 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに第 142 条第 2 項の規定に違反して、被覆期間の変更に伴い増額された加入者負担共済掛金の納付を遅延したとき。

2 この組合は、園芸施設共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに第 143 条第 2 項の規定に違反して第 2 回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第 1 項の規定にかかわらず、この組合は、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責任を免れるものとする。

(支払責任のない損害)

第 153 条 この組合は、自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、園芸施設共済に係る共済金を支払う責任を負わないものとする。

(告知義務違反による解除)

第 154 条 園芸施設共済資格者は、園芸施設共済の申込みの当時、園芸施設共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうちこの組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

2 この組合は、園芸施設共済加入者が、前項に基づきこの組合が告知を求めたものについて、故

意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該園芸施設共済の共済関係を解除することができる。

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。

(1) 園芸施設共済の申込みの承諾の当時において、この組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

(2) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

(3) 共済媒介者が、園芸施設共済加入者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

4 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても園芸施設共済加入者が第2項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

5 第2項の規定による解除権は、この組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅する。園芸施設共済の申込みの承諾の時から6か月を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第155条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、園芸施設共済に係る共済関係を解除するものとする。

(1) 園芸施設共済加入者が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

(2) 園芸施設共済加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この組合の園芸施設共済加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第156条 園芸施設共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 この組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害を填補する責任を負わない。

(1) 第154条第2項 解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

(2) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

(共済関係の失効)

第157条 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済の共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第158条 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償の責任を負うこと

によって生ずることのある損害を填補するため当該特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、共済事故に係る損害賠償請求権を有する当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、共済金を請求する権利について先取特権を有する。

2 園芸施設共済加入者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該特定園芸施設若しくは附帯施設の所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、この組合に対して共済金を請求する権利を行使することができる。

(共済金支払額等の通知)

第 159 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該園芸施設共済加入者に共済金の支払額、第 149 条第 1 項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

第 3 章 財務

(地方公営企業法の適用)

第 160 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、この組合の行う共済事業に同条第 2 項の財務規定等を平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 161 条 地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項の規定により共済事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1,000 千円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第 162 条 地方公営企業法第 34 条の 2 ただし書の規定に基づき、共済事業の出納その他の会計事務のうち次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 163 条 共済事業の業務に関し、地方公営企業法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 10,000 千円以上のもの及び法律上この組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 3,000 千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 164 条 管理者は、共済事業に関し、地方公営企業法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の実施方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか共済事業の実施状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむをえない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する

書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(勘定区分)

第 165 条 この組合の共済事業に係る特別会計は、次の勘定に区分して経理する。

- (1) 農作物共済に関する勘定
- (2) 家畜共済に関する勘定
- (3) 果樹共済に関する勘定
- (4) 畑作物共済に関する勘定
- (5) 園芸施設共済に関する勘定
- (6) 業務の執行に要する経費に関する勘定

(支払備金の積立て)

第 166 条 この組合は、毎会計年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から茨城県農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

- (1) 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であって、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
- (2) 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額
(責任準備金の積立て)

第 167 条 この組合は、毎会計年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌会計年度にわたる共済関係について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から茨城県農業共済組合連合会に支払う保険料の額及び共済金の概算払の額（茨城県農業共済組合連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあつては、当該概算払の額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
- (2) 家畜共済又は園芸施設共済については、当該会計年度の共済掛金の合計金額から茨城県農業共済組合連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

2 前項第 2 号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

(不足金填補準備金の積立て)

第 168 条 この組合は、不足金填補準備金として、第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎会計年度の剰余金の額の 2 分の 1 に相当する金額を積み立てるものとする。

(不足金填補準備金の共済金支払への充当)

第 169 条 この組合は、第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充てるものとする。

(特別積立金の積立て)

第 170 条 この組合は、特別積立金として、第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる勘定ごとに、毎会計年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を

積み立てるものとする。

(特別積立金の取崩し)

第 171 条 この組合は、第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であって、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

2 この組合は、第 165 条第 1 号から第 5 号までに掲げる勘定ごとに、毎会計年度、共済金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であって、当該勘定の不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を当該不足金の填補に充てることができるものとする。

3 この組合は、議会の議決を経て、特別積立金を法第 126 条後段の費用並びに法第 127 条及び法第 128 条第 1 項の施設（損害防止のため必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てることのできるものとする。

第 172 条 削除

第 4 章 拠出金の払戻し

(拠出金に相当する額の払戻し)

第 173 条 この組合は、この組合との間に存する共済関係の全部が消滅した者があるときは、その者に対し、その者が関係市町の農業共済組合に納付した拠出金に相当する金額を払い戻すものとする。

第 5 章 削除

第 174 条から第 178 条まで 削除

第 6 章 損害評価会

(設置)

第 179 条 この組合に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
(組織)

第 180 条 損害評価会は、前条第 2 項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、管理者が議会の同意を得て委嘱した委員 66 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 181 条 損害評価会の委員の任期は、3 年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
(会長)

第 182 条 損害評価会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(部会)

第 183 条 損害評価会に農作物共済部会、家畜部会、果樹共済部会、畑作物共済部会及び園芸施設共済部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(会議)

第184条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が損害評価会に諮って定める。

第7章 雑則

第185条 削除

(新規開田地等についての特例)

第186条 昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地又はその日において現に耕地である土地であつて、その日前3年間において水稻の耕作が行われたことのないもの(以下「新規開田地等」という。)において行う水稻の耕作は、第27条第1項の規定の適用については、その耕作を行う者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、茨城県知事が、その者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行う水稻の耕作については、この限りでない。

- (1) 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等(昭和44年3月31日以前にその造成が完了したものを除く。)において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (2) 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作を行わなかったことにより法附則第2条第1項第2号の耕地に該当することとなった耕地において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (3) 水稻の耕作を行う耕地(新規開田地等を除く。次号において同じ。)が土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に規定する事業の用に供されることとなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (4) 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他のやむを得ない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなったこと。
 - (5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。
- 2 第26条第1項の場合において、この規定によりこの組合との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうち新規開田地等(前項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。以下この項において同じ。)において耕作されるものがあるときは、当該水稻については、その者とこの組合との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

(農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び賦課金の返還)

第187条 この組合との間に共済関係の存する者は、農業経営収入保険に加入するときは、共済関係を解除することができる。この場合において、当該解除の日(個人にあつては12月31日、法人にあつては事業年度開始日の前日)の翌日以後に共済責任期間(家畜共済にあつては共済掛金

期間)が終了するものの共済掛金については、この組合は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあってはその全額、家畜共済及び園芸施設共済にあっては共済責任期間の未経過部分に相当する金額を日割で計算した金額をこの組合との間に共済関係の存する者に返還するものとする。

2 前項の場合は、この組合は、この組合との間に共済関係の存する者に支払った賦課金を、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては月割、家畜共済及び園芸施設共済にあっては日割で計算した金額をこの組合との間に共済関係の存する者に返還するものとする。

(規則への委任)

第 188 条 この条例の施行上必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の水戸地方農業共済事務組合農業共済条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 31 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、この条例による改正前の水戸地方農業共済事務組合農業共済条例（以下「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 1 条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）による改正前の農業災害補償法」とする。ただし、第 36 条第 2 項及び第 123 条第 2 項の規定については、平成 30 年 4 月 1 日より効力を有するものとする。

3 平成 30 年産の畑作物共済の共済関係に係る第 119 条、第 122 条、第 125 条及び別表第 1 の規定は、次のとおりとして適用する。

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第 119 条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類ごとに、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第 123 条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等及び当該畑作物共済加入者の住所（畑作物共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所。以下この項において同じ。）の存する地域（法第 120 条の 15 第 1 項の地域をいう。）に係る畑作物危険段階基準共済掛金率（法第 120 条の 15 第 6 項の畑作物危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の 100 分の 55 に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

(共済金額)

第 122 条 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから畑作物共済加入者（大豆に係る全相殺方式による畑作物共済にあっては、全相殺方式資格者に限る。）が申し出た金額とする。

(1) この組合と畑作物共済加入者との間に成立する大豆に係る半相殺方式による畑作物共済の共済関係にあっては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100

分の80に相当する数を乗じて得た金額

(2) この組合と畑作物共済加入者との間に成立する大豆に係る全相殺方式による畑作物共済の共済関係にあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の100分の90に相当する数を乗じて得た金額

2 前項第1号及び第2号各号の単位当たり共済金額は、別表第1の左欄に掲げる畑作物共済の共済目的の種類等及び法第120条の15第1項の規定により茨城県知事が定めた地域につき当該中欄に掲げる法第120条の15第6項の規定による危険段階別に当該右欄に掲げる金額とする。

3 畑作物共済加入者が、次の各号に掲げる共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる金額のうちのいずれかの金額を単位当たり共済金額とする旨の申出をしたときは、当該畑作物共済加入者に係る第1項の単位当たり共済金額は、前項の規定にかかわらず、当該申出に係る金額とする。

(1) 大豆1類 法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額

(2) 大豆2類 法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額

(3) 大豆3類 法第120条の14第2項及び法第150条の6第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、2番目に高額なものと同額の金額から最低額と同額の金額までのいずれかの金額

4 前項の申出は、毎年、加入申込書に記入してこの組合に提出してするものとする。

5 第1項第1号及び第2号の基準収穫量は法第120条の14第3項の農林水産大臣が定める準則に従いこの組合が定める。

(畑作物共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第125条 管理者は、畑作物共済の共済掛金率、各危険段階に属する畑作物共済加入者の氏名又は名称（畑作物共済加入者たる法人及び畑作物共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（畑作物共済加入者たる畑作物共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）、共済掛金率のうち畑作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを組合に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとする事ができる。

2 管理者は、共済目的の種類ごとに、毎年、第113条第2項の申込期間が開始する日の10日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 畑作物共済加入者は、いつでも、第1項の畑作物共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、畑作物共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該畑作物共済加入者に係るものに限るものとする。

別表第1（第122条第2項関係）

畑作物共済の単位当たり共済金額

畑作物共済の共済目的の種類等	法第120条の15第1項の規定による地域	法第120条の15第6項の規定による危険段階別	共 済 金 額
大豆1類	水戸市，大洗町，茨城町	法第120条の15第6項の規定により組合が定める危険段階の別	法第120条の14第2項の規定により農林水産大臣が定めた二以上の金額のうち1番目に高額のものと同額
	城里町		
大豆2類	全 域		
大豆3類	全 域		

- 4 新条例の規定中農作物共済及び畑作物共済の一筆方式（農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）附則第8条第2項及び第17条第2項に規定する一筆方式をいう。）に係る規定は、平成33年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 5 平成32年1月1日以前に開始する家畜共済の共済掛金期間についての新条例第84条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100分の90に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 6 新条例の規定中特定危険方式（農業保険法施行規則附則第13条第1項に規定する特定危険方式をいう。）による収穫共済に係る規定は、平成33年以前の年産の果実に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 7 平成33年3月31日までに共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間）の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成34年3月31日までの間に限り、旧条例の規定の例により行うことができる。
- 8 変更後の第41条，第105条，第128条及び第150条の規定は、平成34年度から適用するものとし、同年度前の会計年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。
- 9 新条例第165条及び第172条の規定は、平成31年度に係る経理から適用し、同年度前の会計年度に係る経理については、なお従前の例による。
- 10 新条例第168条の規定は、平成34年度に係る不足金填補準備金の積立てから適用することとし、平成31年度から平成33年度までに係る不足金填補準備金については、新条例第165条第1号に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同条第2号及び第5号から第7号までに掲げる勘定にあつては当該勘定ごと、同条第3号に掲げる勘定にあつては農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「旧規則」という。）第19条第1項第3号に規定する果樹区分ごと、同条第4号に掲げる勘定にあつては旧規則第19条第1項第4号に規定する畑作物区分ごとに、当該勘定に係る毎年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとし、平成30年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。
- 11 新条例第169条の規定は、平成34年度に係る不足金填補準備金の共済金支払への充当から適用し、同年度前の会計年度に係る不足金填補準備金の共済金支払への充当については、なお従前の例による。
- 12 新条例第170条及び第171条の規定は、平成34年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しから適用し、同年度前の会計年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、旧条例第155条第8項に係るものを除き、なお従前の例による。